

いわき市医療的ケア児在宅レスパイト事業に関するQ & Aについて（案）

目 次

1 家族の方および訪問看護事業者向け

- Q 1 この事業を利用できる医療的ケアを必要とする児童とは、どのような方ですか。 3
- Q 2 常時医療的ケアが必要なわけではないものの、体調等により時々医療的ケアが必要な児童は対象になりますか。 3
- Q 3 訪問看護の時間のうち、この事業の報酬の支払い対象になるのはどの時間ですか。 3
- Q 4 事業の実施場所は決まっていますか。 3
- Q 5 利用者の自己負担額はありますか。 4
- Q 6 利用時間に上限はありますか。 4
- Q 7 1 時間未満の利用時間はどのような計算になりますか。 4
- Q 8 1 年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰り越しできますか。 4
- Q 9 複数の訪問看護ステーション等医療機関を利用できますか。 5
- Q 10 利用者 1 人に対して同時間に複数人による訪問看護を行った場合、複数人分の報酬を支払ってもらえますか。 5
- Q 11 1 家庭に複数人の利用者がおり、1 人の看護師が同時間に複数人の看護を行った場合、複数人分の報酬を支払ってもらえますか。 5
- Q 12 訪問看護を行う者は看護師に限りますか。 5
- Q 13 在宅レスパイト事業による訪問看護時間の途中で訪問看護に当たる看護師が交代することはできますか。 5
- Q 14 健康保険が適用される訪問看護が入る日以外で、単独で在宅レスパイト事業を利用することはできますか。 6

2 家族の方向け

- Q 15 利用を始めるにあたって、どのような手続きが必要ですか。 6
- Q 16 利用児童の氏名に変更が生じた場合、市内での住所移転があった場合、医師の訪問看護指示書に変更があった場合に、どのような手続きが必要ですか。 6
- Q 17 利用決定通知書を破損してしまったり、なくしてしまったりした場合、どのような手続きが必要ですか。 6
- Q 18 年度更新の手続きは必要ですか。 7
- Q 19 利用児童が18 歳になる年度の3月31 日に、事業終了届を提出する必要はありますか。 7

3 訪問看護事業者向け

- Q20 事業所として在宅レスパイト事業を開始したい場合、どのような手続きが必要ですか。…………… 7
- Q21 報酬は、どのように計算され、どのように支払われますか。…………… 7
- Q22 医療保険における長時間訪問看護加算の対象となる児童に訪問看護を行った場合、どの時間からが在宅レスパイト事業の対象となりますか。 8
- Q23 通常の訪問看護ステーション等医療機関の営業時間外（平日17 時以降、土日など）に在宅レスパイト事業で訪問看護を行った場合、報酬の割り増しはありますか。…………… 8
- Q24 在宅レスパイト事業による訪問看護を実施した場合、どのように市に請求すればいいですか。…………… 8

1 家族の方及び訪問看護事業者向け

Q 1 この事業を利用できる医療的ケアを必要とする児童とは、どのような方ですか。

A 1 以下の要件すべてに該当する方です。

- ・ いわき市内に住所を有すること
- ・ 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ・ 在宅で同居の家族または介護を行う者による介護を受けて生活していること。
- ・ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ・ 訪問看護により医療的ケア(人工呼吸器管理、経管栄養、たん吸引、酸素療法、気管切開など)を受けていること。

Q 2 常時医療的ケアが必要なわけではないものの、体調等により時々医療的ケアが必要な児童は対象になりますか。

A 2 常時医療的ケアが必要ではなくても、A 1の要件に当てはまる方であれば、この事業の対象になります。

Q 3 訪問看護の時間のうち、この事業の報酬の支払い対象になるのはどの時間ですか。

A 3 医療的ケアを必要とする児童に対して家族に代わって行う訪問看護の時間のうち、健康保険法の適用対象となる時間、およびその他の助成制度の適用対象となる時間を除いた時間が対象になります。

Q 4 事業の実施場所は決まっていますか。

A 4

医療的ケア児等の自宅又は自宅以外の場所で利用することができます。

自宅で利用する場合は、家族の外出や休養時間に併せて、健康保険法の適用となる訪問看護の時間に引き続いての事業利用を想定しています。

また、訪問看護事業所が訪問看護を提供できると判断した場所であれば、原則、利用場所の制限はありません。例えば、親戚宅で行う訪問

看護等の外出先における事業利用を想定しています。

ただし、以下の場合の対象となりません。

- ・ 障がい福祉サービス事業所（障害児通所支援事業所、就労継続支援事業所等）については、「医療的ケア区分」や「医療的ケア対応支援加算」の加算算定をしている事業所内でのサービス
- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園については、他の補助事業の対象となるサービス
- ・ 学校については、学校看護師による医療的ケアの対象となるサービス

Q 5 利用者の自己負担額はありますか。

A 5 原則として、この事業に対する利用者の自己負担はありません。

ただし、訪問看護医療費の他に発生する実費（看護師の交通費等）や、利用者都合によるキャンセル料などについては、訪問看護ステーション等との取り決めによるものとし、自己負担が発生する場合があります。

Q 6 利用時間に上限はありますか。

A 6 医療的ケア児 1 人につき、1 年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）あたり 84 時間を上限とします。ただし、年度途中の申請の場合、利用の決定月から 3 月までの残月数（利用決定月を含む）× 7 時間を上限とします。なお、利用時間の上限を超えた場合は、この事業の報酬の支払対象になりませんので、ご注意ください。

Q 7 1 時間未満の利用時間はどのような計算になりますか。

A 7 1 時間に満たないサービスを提供した場合は、1 月あたりの利用時間の合計において、30 分未満切り捨て、30 分以上繰り上げで計算します。

Q 8 1 年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰り越しできますか。

A 8 次年度への繰り越しはできません。

Q 9 複数の訪問看護事業所を利用できますか。

A 9 利用できます。利用を申請する際に、「利用登録申請書兼現況届」に利用するすべての訪問看護事業者を記載してください。
なお、利用時間の年間84時間上限管理は市が行います。

Q10 利用者1人に対して同時間に複数人による訪問看護を行った場合、複数人分の報酬を支払ってもらえますか。

A10 この事業では、利用者1人に対する訪問看護時間に応じて報酬を支払うため、複数人による訪問看護が行われた場合でも、報酬は同額となります。

Q11 1家庭に複数人の利用者がおり、1人の看護師が同時間に複数人の看護を行った場合、複数人分の報酬を支払ってもらえますか。

A11 この事業では、利用者1人に対する訪問看護時間に応じて報酬を支払うため、それぞれの利用者に適正に看護が行われていれば、1人の看護師が同時間に複数人の看護を行った場合、複数人分の報酬をお支払いします。

Q12 訪問看護を行う者は看護師に限りますか。

A12 本市としては、訪問看護を行う人は看護師を想定してはいますが、医師の訪問看護指示書に示された内容を実施でき、かつ所定の研修を受けているなど資格のある人（准看護師、理学療法士など）であれば、同様の扱いとします。

Q13 在宅レスパイト事業による訪問看護時間の途中で訪問看護に当たる看護師が交代することはできますか。

A13 可能です。

Q14 健康保険が適用される訪問看護が入る日以外で、単独で在宅レスパイト事業を利用することはできますか。

A14 この事業は、できるだけ長時間にわたって家族が児童の看護から手が離れる時間を作ることを目的としていますので、基本的には通常の訪問看護に連続して利用していただくことを想定しています。
ただし、通常の訪問看護が入らない日に、行事への出席等で利用したいなどのニーズも考えられることから、単独での利用も可能とします。

2 家族の方向け

Q15 利用を始めるにあたって、どのような手続きが必要ですか。

A15 利用する訪問看護事業者が、市と委託契約を結んだ在宅レスパイト事業の実施事業所であるかをご確認いただき、当該事業の利用を相談したうえで、「利用登録申請書兼現況届」を作成し、主治医の訪問看護指示書の写しを添えて、障がい福祉課の事業係あて申請してください。
本市から利用登録決定通知が届いたら、利用する訪問看護事業所と必要に応じて利用契約等を結び、サービス提供日などの調整を行ってください。

Q16 利用児童の氏名に変更が生じた場合、市内での住所移転があった場合、医師の訪問看護指示書に変更があった場合、利用児童に医療的ケアが必要なくなったりした場合に、どのような手続きが必要ですか。

A16 変更の事由が発生しましたら、すみやかに「利用登録申請書兼現況届」を作成し、氏名や住所に変更がある場合は変更後の内容が証明できる書類の写しを、訪問看護指示書に変更がある場合は変更後の指示書の写しを添えて、障がい福祉課の事業係あてご提出ください。

Q17 利用登録決定通知書を破損してしまったり、なくしてしまったりした場合、どのような手続きが必要ですか。

A17 利用登録決定通知書を破損等してしまった場合は、すみやかに「医療的ケア児在宅レスパイト事業再交付申請書」を障がい福祉課の事業係あて申請してください。

Q18 年度更新の手続きは必要ですか。

A18 医療的ケアが必要な児童の状態像は年齢によって変わることもあるため、毎年4月に更新手続きをお願いします。手続きは利用開始時と同様、「利用登録申請書兼現況届」に主治医の訪問看護指示書の写しを添えて、障がい福祉課の事業係あて申請してください。

Q19 利用児童が18歳になる年度の3月31日に、事業終了届を提出する必要がありますか。

A19 提出は必要ありません。

3 訪問看護事業者向け

Q20 事業所として在宅レスパイト事業を開始したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A20 いわき市と「医療的ケア児在宅レスパイト事業委託契約」を締結する必要があります。まずは障がい福祉課の事業係にご連絡ください。委託契約書を2部お送りしますので、該当箇所に住所・代表者名の記入、代表者印を押印し、割印等の処理をしたうえで、2部をご返送ください。

事業者から送付された委託契約書に市の押印及び割印を行い、委託契約書1部を返送します。

なお、委託期間は委託締結日からその年度の年度末までとなりますので、次年度以降毎年、市と事業者は委託契約を締結する必要があります。

Q21 報酬は、どのように計算され、どのように支払われますか。

A21 報酬は、1時間あたり9,000円とします。

報酬は、訪問看護事業者からの請求に基づき、利用者に代わって市が訪問看護事業者に支払います。

<例>

10時から13時30分までの利用で、健康保険法の適用での訪問看護1時間

30 分に連続して本事業を利用した場合。

- 10 時から11 時30 分まで：医療保険での請求、医療保険での自己負担
11 時30 分から13 時30分まで：本事業での請求（2時間×9,000 円）

Q22 医療保険における長時間訪問看護加算の対象となる児童に訪問看護を行った場合、どの時間からが在宅レスパイト事業の対象となりますか。

A22 医療保険の長時間訪問看護加算と本事業は同時に請求できません。健康保険法の適用での訪問看護時間と連続して本事業を利用する場合は、1 時間30 分を超えた時間からが本事業の対象となります。
長時間訪問看護加算を請求する場合は、本事業で請求はしないでください。

Q23 通常の訪問看護事業者の営業時間外（平日17 時以降、土日など）に在宅レスパイト事業で訪問看護を行った場合、報酬の割り増しはありますか。

A23 報酬の割り増しはありません。

Q24 在宅レスパイト事業による訪問看護を実施した場合、どのように市に請求すればいいですか。

A24 訪問看護を実施した月の翌月15 日までに、障がい福祉課の事業係へ、「医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書」を添えて、「医療的ケア児在宅レスパイト事業報酬請求書」により請求してください。